

令和 8 年度

むつ市雇用対策協定に基づく事業計画



む つ 市
青森労働局

この事業計画は、むつ市雇用対策協定第2条に基づき、むつ市及び青森労働局が協定の目的を達するために連携して実施する具体的な取組、実施方法及び数値目標を定めたものである。

目 次

第1	趣 旨	1
第2	むつ市の課題と現状、青森労働局との連携	1
第3	令和8年度取組内容	
1	企業誘致と既存企業の成長支援による地域経済の活性化	3
2	地域に根ざした若者人材定着の促進	4
3	地域における就業機会の確保	5
4	その他	6

第1 趣旨

むつ市（以下「市」という。）と厚生労働省青森労働局（以下「労働局」という。）は、地域における雇用の創出や、誰もが力を発揮できる社会づくりを推進する為、連携しながら施策を進めることとし、令和8年6月8日「むつ市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

本協定は、「むつ市総合経営計画」が掲げる「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現に寄与することを目的とし、市と労働局は、この協定に基づき、市の進める地域振興や雇用創出に係る取組と、労働局が有する全国ネットワークを活かした職業紹介、雇用保険業務、事業主支援等の施策について、密接に連携しながら推進する。その為、「むつ市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定し、双方が施策への理解を深めつつ、一体となって市が抱える雇用課題の改善に取り組むものとする。

連携内容や事業計画の策定、進捗状況の検証、評価結果を踏まえた今後の取組方針などについては、市と労働局で構成する雇用対策協定運営協議会（以下「運営協議会」という。）において協議する。

また、労働局は、市内企業において雇用調整等が発生した際、事業計画に定めのない事項であっても、市からの要請があった場合は迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとする。さらに、労働局は市内の雇用・失業情勢に関するデータや分析結果を積極的に市へ提供することとし、市は企業誘致や市内企業の事業展開に関する情報について、労働局から提供要請があった場合には誠実に応じるものとする。

第2 市の課題と現状、労働局との連携

本市は、令和8年4月30日現在で人口49,839人を擁する地方都市であり、平成17年3月14日に川内町、大畑町、脇野沢村と合併して現在の市域となった。県内の多くの自治体と同様、本市においても出生数の減少による自然現象に加え、若年層の県外転出が続いていることから、人口減少と少子高齢化の進行が深刻な課題となっている。

このような状況を踏まえ、市では多様な世代が地域で暮らし続けられる環境づくりを進めており、特に雇用面では市内企業の人材確保・定着の支援、働く場の確保、移住者や若者の就労支援などに取り組んでいる。また、子育て支援や地域コミュニティの活性化など、生活基盤の充実を図る施策とも連動させながら、人口減少が地域の活力を損なわないよう総合的な対策を進めている。

雇用分野においては、労働局が有する職業紹介機能や企業支援の仕組みが、市が取り組む地域振興と相互に補完し合うことが重要である。市内就業者の確保や企業の雇用環境改善を図るうえで、両者の情報共有と連携は不可欠であり、労働局との協働により、地域の雇用課題を着実に改善していく体制を整えている。

市と労働局は、前述の状況を共有したうえで、協定に基づき運営協議会を設け、事業の進捗管理及び全体調整を行うとともに、各事業の実施に当たっては、関係部署との調整を適切に行い、連携体制の強化と施策の実効性向上を図るものとする。

- 1 企業誘致と既存企業の成長支援による地域経済の活性化
- 2 地域に根ざした若者人材定着の促進
- 3 地域における就業機会の確保

第3 令和8年度の取組内容

1 【企業誘致と既存企業の成長支援による地域経済の活性化】

(1) 方針

企業を地域に呼び込み新たな雇用を生むとともに、地元企業の成長を支援する事により、地域経済の持続的な活性化を図る。

(2) 基本業務

新たな産業の創出と企業の継続的発展を支える取組

(3) 実施する業務

(市の施策)

- ① 市外企業の誘致により、新たな雇用の創出
 - ・誘致企業に対して、各種助成金を活用し、立地・操業を支援する。
- ② 新規企業、既存誘致企業等への訪問及び状況の確認
 - ・企業訪問を実施し、事業運営状況や雇用ニーズ等を把握する。

(労働局の施策)

- ① 進出を検討している企業に対して、労働市場情報を提供
 - ・求職登録者の状況など、誘致段階から管内労働市場の情報を提供する。
- ② 新規立地等、誘致企業等からの求人受理、ハローワークの職業紹介によるマッチング支援
 - ・ハローワークにおいて新規立地や事業拡大に伴う求人受理及び、職業紹介を実施する。
- ③ 管内企業への訪問及び状況確認
 - ・企業訪問により事業所のニーズを把握したうえで、求人受理と適格な職業紹介を通じ、誘致企業や既存企業の人材確保を支援する。

(連携施策)

- ① 企業誘致及び雇用に関する情報共有
 - ・市と労働局が企業誘致や事業拡大に関する情報を相互に共有する。
 - ・雇用確保、人材ニーズへの対応を迅速に行うため、求人動向や企業の課題等についても随時情報を交換する。

(事業目標値)

(市) 新規企業立地 3 社

既存誘致企業等への訪問及び状況確認 年度内 10 回

(労働局) 管内企業への訪問及び状況確認 年度内 12 回

2 【地域に根ざした若者人材定着の促進】

(1) 方針

若年世代の就業機会を広げるとともに、将来に希望を持って地域で活躍できるよう、地元産業に結びつく若年人材世代の地域定着を促進する。

(2) 基本業務

若者等人材の就職・定着の促進

(3) 実施する業務

(市の施策)

- ① 若者の地元就職を促進することを目的に学生や若年層、U ターン者等を対象とする「むつ市若者応援企業説明会」を開催
 - ・若年層と地元企業との接点を創出し、地元就職への関心喚起を図る。
- ② 高校生が、地元企業を見学し、地域産業への理解と関心を深め、地域定着を促進することを目的として「むつ市企業見学会」を開催
 - ・地域産業や地元企業の魅力を発信し、就業意欲の向上を図る。
- ③ 移住希望者に向けた情報発信を行い、U ターンフェア等への参加や県外の大学等への周知を通じて、本市の魅力や支援制度を広く周知。また、むつ市移住支援金等の各種支援制度を活用し、移住者の定着を支援
 - ・むつ市移住支援金等の各種支援制度を活用し、移住者の定着支援に努める。
- ④ セミナー等支援の周知
 - ・若者や求職者が必要な情報を取得できるよう、情報発信の充実を図る。

(労働局の施策)

- ① 新規高等学校卒業予定者を対象とした事業所説明会を開催
 - ・説明会開催に向けて参加事業所と就職希望者の集約を図る。
- ② U ターン希望する若年者に対しての就職支援
 - ・U ターン希望する若年者に対する個別求人開拓や求人情報提供と職業相談・紹介を行う。

(連携施策)

- ① 市と労働局が、若者向け説明会等の実施にあわせて企業情報の提供や職業相談を行うなど、一体的な若年層の就職支援
 - ・市や労働局のSNSを活用して就職支援施策の周知を行い、就職支援の実施に努める。
- ② 企業の人材ニーズ等に関する情報共有を行い、若者の地元就職につながる施策の改善を検討
 - ・必要に応じて意見交換を行い、施策の充実を図る。
- ③ 小中学生に地元企業を知ってもらうための取組みとして、地元企業への理解促進を目的とした小中学生向け仕事体験プログラムを市主催・労働局共催による実施
 - ・地域での職場体験の機会を設け、地元企業就職への関心喚起を図る。

(事業目標値)

- (市) むつ市若者応援企業説明会 参加企業 20 社・参加者 30 名
- 小中学生向け仕事体験プログラム 参加企業 25 社・参加者 1,000 名
- (局) 新規高等学校卒業予定者対象事業所説明会 参加企業 25 社・参加者 80 名

3 【地域における就業機会の確保】

(1) 方針

生活保護受給者や障がい者、高齢者など多様な人材の就労の促進及び再就職の支援を一体的に推進する。

(2) 基本業務

- ① 生活保護受給者等の就労支援
- ② 障がい者、高齢者の就労支援

(3) 実施する業務

(市の施策)

- ① 生活保護受給者等の就労支援
 - ・生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援制度の利用を促すとともに就労能力と就労意欲のある生活保護受給者等に対して、求職者支援制度の周知とハローワークへの誘導を行う。
- ② 障がい者に対する就労支援体制の充実
 - ・市内の事業主に対して、障がいのある人を採用した場合に事業主が利用できる助成金

や税制の優遇等の支援策を周知し、障がいのある人の雇用促進を図るとともに、一般就労を希望する障がいのある人の就職の実現に向けた相談支援を実施し、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターへの誘導を行う。

③ 高齢者の就業機会の拡大

- ・高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、市シルバー人材センターの事業運営を補助する。

(労働局の施策)

① 生活保護受給者等への職業相談・就労支援

- ・生活保護受給者等の個々の状況を踏まえた担当者制によるきめ細やかな職業相談、職業紹介を行う。

② 障がい者に対する就労支援

- ・ハローワークによる障がい者の個々の状況を踏まえて障害者職業・生活支援センターとのチーム支援により、効果的な職業相談・職業紹介を実施する。
- ・障がい者就職相談会の開催による雇用促進
- ・法定雇用率未達成企業の解消に向けて、事業主への指導により障がいのある人の特性に応じた専用求人確保する。

③ 70歳までの就業機会確保措置の導入促進

- ・70歳までの就業機会確保措置の導入に向け、65歳を超える定年の引き上げや継続雇用制度の導入等に向け、管内企業に対する意識啓発を図る。

(連携施策)

① 生活保護者等の就労支援状況の情報共有と一体的支援

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業を通じた情報共有と一体的支援により、生活保護受給者等の就労を支援する。

② 市庁舎での出張相談の実施

- ・生活困窮者を対象に、市役所で会場を用意し、ハローワークが出張相談を実施する。
- ・就労に関する情報共有を図りながら、雇用の取り組みを推進する。

(事業目標値)

(市) 生活保護受給者の就労支援件数	年間 45 件以上 (令和 7 年度参考値)
(局) 生活保護受給者等の就職件数	33 件 (令和 7 年度参考値)
市庁舎での出張相談対応件数	年間 43 件以上

4 【その他】

(大量の雇用調整が発生した場合における市、労働局が連携して行う施策)

市に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、連携した情報収集、企業への要請、再就職支援を実施する。また、必要に応じて関係機関と連携し、離職者雇用対策本部等を設置するなど、離職者支援に努める。

(意見交換会)

雇用、就労環境における最新の情報、課題を共有し、本計画の事業を効果的に遂行するため、市と労働局による意見交換会を毎月1回以上開催する。